新西地第913号 令和3年1月29日

西区自治協議会会長 様

西区役所地域課長

西区地域公共交通検討会議委員の推薦について (依頼)

日頃より、市政運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、当区では令和2年3月に改定した「西区生活交通改善プラン」に基づ き、持続可能な生活交通の実現に向けて計画的に取り組んでいます。この度、 改定時にもご意見いただいた西区地域公共交通検討会議を開催し、今年度の取 り組みの検証について関係者による意見交換を行います。

つきましては、地域住民のご意見をお聴きしたいので、会議の構成員として 貴会委員から5名をご推薦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 会議の名称 西区地域公共交通検討会議
- 2 委員の任期 令和3年2月1日から令和3年3月31日まで
- 3 開催予定 令和3年3月中旬の平日日中 1回
- 4 報 償 6,200円
- 5 添付資料 西区地域公共交通検討会議開催要綱

【担当者】

新潟市西区役所地域課企画·地域振興担当 佐藤、吉井 〒950-2097 新潟市西区寺尾 3 丁目 14 番 41 号

TEL: 025-264-7161 FAX: 025-269-1650

E-mail: chiiki. w@city. niigata. lg. jp (課代表)

西区地域公共交通検討会議開催要綱

(開催)

第1条 持続可能な地域公共交通網の形成に向けて,西区のまちづくりと連携し,地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について,市民や関係者との協働により検討するため,意見交換を行う場として,西区地域公共交通検討会議(以下「検討会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。
 - (1) 区内の地域公共交通のあり方に関する事項
 - (2) 段階的なバス路線の再編や交通結節機能の強化など具体的な交通施策 等に関する事項
 - (3) その他検討会議が必要と認める事項

(委員構成)

- 第3条 検討会議の構成員は別表に掲げる者及び団体の中から当該団体において選出された者とする。
- 2 検討会議には、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者を出席させ、 意見を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 検討会議は原則として公開とする。

(事務局)

- 第5条 検討会議に事務局をおく。
- 2 検討会議の事務局は、西区役所地域課及び都市政策部都市交通政策課で構成し、検討会議の運営にあたる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、 市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表

西区地域公共交通検討会議構成員

西区自治協議会

関係住民バス運営団体

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局(輸送·監査部門)

新潟県新潟西警察署

新潟市ハイヤータクシー協会

新潟交通株式会社乗合バス部

新潟交通観光バス株式会社

新潟市都市政策部都市交通政策課長

新潟市西区役所地域課長

新潟市西区役所建設課長